大切なお子様を守るために・・

「産科医療補償制度」のお知らせと加入手続きにあたって妊娠中の皆様へお願い

産科医療補償制度とは、医療の過失の有無にかかわらず結果として重度の脳性麻痺になってしまった場合に一時金と二十歳になるまでの年金を補償する制度です。
分娩に関連して重度の脳性麻痺が発生した場合、その児に対する補償を保険会社が速やかに行います。また、その原因がいかなるものであったか評価機構が判断し、今後の日本の産科医療の発展と事故防止に繋がることも期待されています。

日本中のお産の現場では赤ちゃんが元気にお生まれになるように医師・助産師・看護師が一体となり努力をしておりますが、それでも予期せぬ出来事が起こることがございます。医学的には、脳性麻痺は９割以上が、先天的な脆弱性に起因するものであり、分娩時の医療ミスに起因するのは１割以下と考えられています。しかし、現状では何らかの障害があれば医療ミスではないのか?と思われてしまうことも多々あります。もし、訴訟となれば患者様側や医療サイドも大きな精神的負担とお時間と多大な経費を要します。さらに、今後の安全策が議論される事なく紛争が終わる懸念もあります。過失の有無にかかわらず補償されるということと、今後の安全策が講じられることが、この制度の最大の特長であります。

この新規事業には全国全ての医療機関が加入の対象となっております。各分娩施設がこの制度に加入することにより、その施設で分娩された方すべてが対象となります。妊婦様の個人加入でなく、分娩施設単位での全員加入制度です。
この制度に加入していない分娩施設は全国的には 1%未満です。新潟県内は１００%が加入しています。

掛　金:　当クリニックが、お一人につき１万６千円を保険会社に支払います。
（当クリニックで分娩される方は全員加入となります）
補償額:　一時金 600 万円、補償金 120 万円/年×20 回　=　合計 3000 万円
対　象:　出生児体重が 1,400g 以上かつ在胎週数３２週以上の者
身体障害者等級 1.2 級相当の脳性麻痺の者
先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺の者
(満 1 歳から満 5 歳の誕生日までが申請期間です)
※先天異常、染色体異常、未熟児、感染などは対象外です。

※当クリニックは、この産科医療補償制度に加入しております。

国の制度見直しにより、**平成２７年１月１日以降**に分娩された方より、掛金が３万円から１万６千円へ減額となりました。同日より、**出産育児一時金が３９万円から４０万４千円へ実質１万４千円の引き上げ増額**となり、この制度の改定により、患者様のご負担が軽減されることとなりました。

新しい医療補償制度へのご理解とご了承をいただきますようなにとぞよろしくお願い申し上げます。

なお、当クリニックでは「分娩予約」の際に、受付にてこの制度の対象者となることを示す**『登録証』**を交付しますので、その際に必要事項へのご記入をお願い申し上げます。

⇒登録証の控えは母子手帳に挟んで大切に保管して下さい。

平成２７年（2015）　１月　１日

CHIHARA CLINIC
医療法人社団　恵和会　産科婦人科　茅原クリニック

産科医療補償制度の申請期限は
満5歳の誕生日までです

産科医療補償制度は
重度脳性まひのお子様とご家族を支援する制度です

補償対象

●平成21年1月1日以降に出生したお子様で、次の基準をすべて満たす場合、補償の対象となります。

- 在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ
- 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

※生後6ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償の対象となりません。

●補償の対象と認定されると、補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。
●詳細については、出産した分娩機関または下記お問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

産科医療補償制度専用コールセンター
☎ 03-5800-2231 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝除く）

産科医療補償制度ホームページ
http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/

公益財団法人 日本医療機能評価機構

このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

補償

- 補償金は、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円が支払われます。

原因分析・再発防止

- 医学的観点から原因分析を行い、報告書を保護者と分娩機関へ送付します。
- 原因分析された複数の事例をもとに再発防止に関する報告書を作成し、分娩機関や関係学会、行政機関等に提供します。

申請期間について

申請できる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※例として、平成21年1月1日生まれのお子様は、平成26年1月1日が申請期限となります。

補償対象について

- 補償対象の認定は、本制度専用の診断書および診断基準によって行います。
  身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。
- 先天性や新生児期の要因に該当する疾患等が重度の運動障害の主な原因であることが明らかでない場合は、補償の対象となります。

補償対象の基準の詳細や、申請にかかる具体的な手続きなどについては、出産した分娩機関または下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
産科医療補償制度専用コールセンター
☎ 03-5800-2231 受付時間:午前9時～午後5時(土日祝除く)
産科医療補償制度ホームページ
http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/

このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

A402(1)13.03(増)200000